

川崎市高齢者音楽療法推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、認知症高齢者や要介護高齢者等の精神的な安定と認知症の進行や問題行動の軽減のため、特別養護老人ホーム等の高齢者施設で音楽療法を取入れ、施設や在宅における生活の質の向上を図るとともに、音楽療法の普及拡大を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、川崎市とする。

(実施機関等)

第3条 この事業は、川崎市が川崎市老人福祉施設事業協会に委託し、市内の高齢者施設において音楽療法を実施するものとする。

(実施方法)

第4条 実施方法は、前条に定める実施機関等に委ねるものとし、概ね次によるものとする。

(1) 対象者

- ア 高齢者施設入所者又は通所利用者
- イ 脳血管性認知症または、アルツハイマー型認知症等を有する高齢者
- ウ 身体機能障害を有する高齢者

(2) 実施内容

- ア 回数 月平均2回程度
- イ 時間 1回70～80分

(結果報告)

第5条 実施機関等は、事業実施後、速やかに報告書を作成し、川崎市に報告するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月19日から施行する。